

議案第4号

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間ほか47区間の新設及び改築に関する整備計画の一部変更について

平成19年12月

国道有第139号

平成19年12月21日

国土開発幹線自動車道建設会議

会 長 殿

国土交通大臣 冬柴 鐵三

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間ほか47区間の新設及び改築に関する整備計画の一部変更について

標記について、別紙1から別紙48のとおり変更したいので、国土開発幹線自動車道建設会議の御意見を承りたく、付議いたします。

付議する理由

高速自動車国道の新設及び改築に関する整備計画の一部を別紙1から別紙48のとおり変更するため、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第5条第4項の規定に基づき、国土開発幹線自動車道建設会議の議を経る必要がある。これが、本議案を付議する理由である。

別紙 1

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道山越郡長万部町北海道虻田郡虻田町間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「北海道 | 同郡虻田町 |」を「北海道 | 同郡洞爺湖町 |」に改める。

別紙 2

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北海道虻田郡虻田町登別市間の新設に関する整備計画(昭和53年11月21日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「北海道 | 虻田郡虻田町 |」を「北海道 | 虻田郡洞爺湖町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「北海道虻田郡虻田町 | 一般国道230号 |」を「北海道虻田郡洞爺湖町 | 一般国道230号 |」に改める。

別紙 3

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北広島市岩見沢市 間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の北広島市岩見沢市間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「北海道 | 空知郡栗沢町 岩見沢市 |」
を「北海道 | 岩見沢市 |」に改める。

別紙 4

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

北海道縦貫自動車道函館名寄線の士別市名寄市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「北海道 | 同郡風連町 名寄市 |」を「北海道 | 名寄市 |」に改める。

別紙 5

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡余市町小樽市間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の北海道余市郡余市町小樽市間の新設に関する整備計画（平成11年12月24日決定）の一部を次のように変更する。

第4号の表中、「小樽市 | 道道小樽環状線 |」を「小樽市 | 道道小樽西インター線 |」に改める。

別紙 6

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の千歳市夕張市間の新設に関する整備計画（昭和61年1月21日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「北海道 | 勇払郡追分町 |」を「北海道 | 勇払郡安平町 |」に改める。
2. 第3号の表中、「千歳市から北海道勇払郡追分町まで | 100キロメートル/時 |」を「千歳市から北海道勇払郡安平町まで | 100キロメートル/時 |」に、「北海道勇払郡追分町から夕張市まで | 80キロメートル/時 |」を「北海道勇払郡安平町から夕張市まで | 80キロメートル/時 |」に改める。
3. 第4号の表中、「北海道勇払郡追分町 | 一般国道234号 |」を「北海道勇払郡安平町 | 一般国道234号 |」

に改める。

別紙 7

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上 川郡清水町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北海道横断自動車道黒松内釧路線の夕張市北海道上川郡清水町間の新設に関する整備計画（平成9年3月8日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「北海道 | 勇払郡穂別町 |」を「北海道 | 勇払郡むかわ町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「北海道勇払郡穂別町 | 道道穂別インター線 |」を「北海道勇払郡むかわ町 | 道道穂別インター線 |」に改める。

別紙 8

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線のさいたま市仙台市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「栃木県 | 宇都宮市 河内郡上河内町 |」を「栃木県 | 宇都宮市 |」に、「福島県 | 安達郡本宮町 同郡大玉村 |」を「福島県 | 本宮市 安達郡大玉村 |」に改める。
2. 第4号口の表中、「栃木県河内郡上河内町 | 町道前田原宿線 |」を「宇都宮市 | 町道前田原宿線 |」に改める。

別紙 9

東北縦貫自動車道弘前線の仙台市盛岡市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の仙台市盛岡市間の新設に関する整備計画（昭和42年11月9日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「宮城県 | 志田郡三本木町 古川市 |」を「宮城県 | 大崎市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「古川市 | 一般国道47号 |」を「大崎市 | 一般国道47号 |」に、ロの表中「古川市 | 市道東宮沢3号線及び市道西宮沢2号線 |」を「大崎市 | 市道東宮沢3号線及び市道西宮沢2号線 |」に改める。

別紙 1 0

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設に 関する整備計画の一部変更案

東北縦貫自動車道弘前線の鹿角市青森市間の新設に関する整備計画（昭和42年11月9日決定）の一部を次のように変更する。

第4号イの表中、「青森市 | 一般国道7号及び一般国道101号 |」を「青森市 | 一般国道101号及び県道浪岡藤崎線 |」に改める。

別紙 1 1

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻
郡猪苗代町間の新設に関する整備計画の一部変更案

東北横断自動車道いわき新潟線の郡山市福島県耶麻郡猪苗
代町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決
定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「福島県 | 安達郡本宮町 |」を「福島県
| 本宮市 |」に改める。

別紙 1 2

日本海沿岸東北自動車道の潟上市秋田県山本郡琴丘町間の新設に関する整備計画の一部変更案

日本海沿岸東北自動車道の潟上市秋田県山本郡琴丘町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「秋田県 | 山本郡琴丘町 |」を「秋田県 | 山本郡三種町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「秋田県山本郡琴丘町 | 一般国道7号及び県道琴丘上小阿仁線 |」を「秋田県山本郡三種町 | 一般国道7号及び県道琴丘上小阿仁線 |」に改める。

別紙 1 3

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画の一部変更案

関越自動車道上越線の藤岡市佐久市間の新設に関する整備計画（昭和54年3月2日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「群馬県 | 同郡妙義町 碓氷郡松井田町 |」を「群馬県 | 安中市 |」に改める。
2. 第3号の表中、「藤岡市から群馬県碓氷郡松井田町まで | 100キロメートル/時 |」を「藤岡市から安中市まで | 100キロメートル/時 |」に、「群馬県碓氷郡松井田町から佐久市まで | 80キロメートル/時 |」を「安中市から佐久市まで | 80キロメートル/時 |」に改める。
3. 第4号イの表中、「群馬県碓氷郡松井田町 | 県道松井田下仁田線 |」を「安中市 | 県道松井田下仁田線 |」に、「群馬県碓氷郡松井田町 | 県道松井田軽井沢線 |」を「安

中市 | 県道松井田軽井沢線 |」改める。

別紙 1 4

常磐自動車道の三郷市かすみがうら市間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道の三郷市かすみがうら市間の新設に関する整備計画（昭和45年6月9日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「茨城県 | 筑波郡谷和原村 | 同郡伊奈町 |」を「茨城県 | つくばみらい市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「茨城県筑波郡谷和原村 | 一般国道294号 |」を「つくばみらい市 | 一般国道294号 |」に改める。

別紙 1 5

常磐自動車道のかすみがうら市日立市間の新設に関する整備計画の一部変更案

常磐自動車道のかすみがうら市日立市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「茨城県 | 東茨城郡美野里町 |」を「茨城県 | 小美玉市 |」に、「茨城県 | 西茨城郡岩間町 | 同郡友部町 |」を「茨城県 | 笠間市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「茨城県西茨城郡岩間町 | 県道茨城岩間線 |」を「笠間市 | 県道茨城岩間線 |」に改める。

別紙 1 6

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に関する整備計画の一部変更案

東関東自動車道水戸線の成田市潮来市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「千葉県 | 成田市 香取郡大栄町 |」を「千葉県 | 成田市 |」に、「千葉県 | 佐原市 |」を「千葉県 | 香取市 |」に改める。
2. 第3号の表中、「成田市から佐原市まで | 120キロメートル/時 |」を「成田市から香取市まで | 120キロメートル/時 |」に、「佐原市から潮来市まで | 100キロメートル/時 |」を「香取市から潮来市まで | 100キロメートル/時 |」に改める。
3. 第4号の表中、「千葉県香取郡大栄町 | 一般国道468号 |」を「成田市 | 一般国道468号 |」に、「千葉県

香取郡大栄町 | 一般国道 5 1 号 | 」を「成田市 | 一般国道 5 1 号 | 」に、「佐原市 | 県道佐原山田線 | 」を「香取市 | 県道佐原山田線 | 」に改める。

別紙 1 7

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西茨城郡友部町間の新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の栃木県河内郡上三川町茨城県西茨城郡友部町間の新設に関する整備計画(平成8年12月27日決定)の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「茨城県 | 笠間市 西茨城郡友部町 |」を「茨城県 | 笠間市 |」に改める。

別紙 1 8

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

北関東自動車道の茨城県西茨城郡友部町水戸市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「茨城県 | 西茨城郡友部町 |」を「茨城県 | 笠間市 |」に改める。
2. 第4号の表中、「茨城県西茨城郡友部町 | 一般国道355号 |」を「笠間市 | 一般国道355号 |」に改める。

別紙 1 9

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画の 一部変更案

中央自動車道富士吉田線の新設に関する整備計画（昭和 37 年 5 月 9 日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第 1 号の表中、「神奈川県 | 相模原市 津久井郡藤野町 |」を「神奈川県 | 相模原市 |」に改める。
2. 第 4 号イの表中、「神奈川県津久井郡藤野町及び相模原市 | 一般国道 2 0 号 |」を「相模原市 | 一般国道 2 0 号 |」に改める。

別紙 20

中央自動車道西宮線の甲州市韮崎市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の甲州市韮崎市間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「山梨県 | 東八代郡中道町 | 甲府市 |」を「山梨県 | 甲府市 |」に改める。
2. 第4号口の表中、「山梨県東八代郡中道町 | 一般国道358号 |」を「甲府市 | 一般国道358号 |」に改める。

別紙 2 1

中央自動車道西宮線の韮崎市小牧市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の韮崎市小牧市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「山梨県 | 北杜市 北巨摩郡小淵沢町 |」を「山梨県 | 北杜市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「山梨県北巨摩郡小淵沢町 | 県道高根富士見線 |」を「北杜市 | 県道高根富士見線 |」に改める。

別紙 2 2

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中央自動車道西宮線の小牧市吹田市間の新設に関する整備計画（昭和32年10月17日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「岐阜県 | 同郡上石津町 |」を削る。

別紙 2 3

第一東海自動車道の新設に関する整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の新設に関する整備計画（昭和38年10月25日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「静岡県 | 同郡蒲原町 | 」を削り、「愛知県 | 豊川市 宝飯郡音羽町 | 」を「愛知県 | 豊川市 | 」に改める。

別紙 2 4

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東海市間の新設に関する整備計画の一部変更案

第二東海自動車道横浜名古屋線の静岡県駿東郡長泉町東海市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「愛知県 | 豊川市 宝飯郡音羽町 |」を「愛知県 | 豊川市 |」に改める。

別紙 2 5

北陸自動車道の富山市越前市間の新設に関する整備 計画の一部変更案

北陸自動車道の富山市越前市間の新設に関する整備計画
(昭和41年7月25日決定)の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「福井県 | 坂井郡丸岡町 |」を「福井県
| 坂井市 |」に改める。
2. 第3号の表中、「加賀市から福井県坂井郡丸岡町まで |
80キロメートル/時 |」を「加賀市から坂井市まで | 8
0キロメートル/時 |」に、「福井県坂井郡丸岡町から越
前市まで | 100キロメートル/時 |」を「坂井市から越
前市まで | 100キロメートル/時 |」に改める。
3. 第4号イの表中、「福井県坂井郡丸岡町 | 県道丸岡イン
ター線 |」を「坂井市 | 県道丸岡インター線 |」に改め
る。

別紙 2 6

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋関線の名古屋市中川区亀山市間の新設に関する整備計画（昭和47年8月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「愛知県 | 同郡弥富町 |」を「愛知県 | 弥富市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「愛知県海部郡弥富町 | 一般国道155号 |」を「弥富市 | 一般国道155号 |」に改める。

別紙 2 7

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村四日市市間の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道名古屋神戸線の愛知県海部郡飛島村四日市市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「愛知県 | 同郡弥富町 |」を「愛知県 | 弥富市 |」に改める。
2. 第4号の表中、「愛知県海部郡弥富町 | 県道名古屋西港線及び県道境政成新田蟹江線 |」を「弥富市 | 県道名古屋西港線及び県道境政成新田蟹江線 |」に改める。

別紙 28

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡白
浜町和歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する整
備計画の一部変更案

近畿自動車道松原那智勝浦線の和歌山県西牟婁郡白浜町和
歌山県西牟婁郡すさみ町間の新設に関する整備計画（平成1
1年12月24日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「和歌山県 | 西牟婁郡白浜町 同郡日置
川町 |」を「和歌山県 | 西牟婁郡白浜町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「和歌山県西牟婁郡日置川町 | 県道日置
川大塔線 |」を「和歌山県西牟婁郡白浜町 | 県道日置川
大塔線 |」に改める。

別紙 2 9

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町間の の新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の舞鶴市福井県大飯郡大飯町間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「福井県 | 同郡大飯町 |」を「福井県 | 同郡おおい町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「福井県大飯郡大飯町及び小浜市 | 県道坂本高浜線及び県道小浜綾部線 |」を「福井県大飯郡おおい町及び小浜市 | 県道坂本高浜線及び県道小浜綾部線 |」に改める。

別紙 3 0

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

近畿自動車道敦賀線の福井県大飯郡大飯町敦賀市間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第 1 号の表中、「福井県 | 大飯郡大飯町 |」を「福井県 | 大飯郡おおい町 |」に改める。
2. 第 5 号の表中、「福井県大飯郡大飯町から小浜市府中まで | 約 1, 0 0 0 億円 |」を「福井県大飯郡おおい町から小浜市府中まで | 約 1, 0 0 0 億円 |」に改める。

別紙 3 1

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する 整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の吹田市真庭市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「兵庫県 | 加東郡東条町 同郡社町 同郡滝野町 |」を「兵庫県 | 加東市 |」に、「兵庫県 | 同郡香寺町 飾磨郡夢前町 宍粟郡安富町 |」を「兵庫県 | 姫路市 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「兵庫県加東郡滝野町 | 一般国道175号及び県道西脇三田線 |」を「加東市 | 一般国道175号及び県道西脇三田線 |」に、ロの表中、「兵庫県加東郡滝野町 | 県道ひょうご東条インター線 |」を「加東市 | 県道ひょうご東条インター線 |」に改める。

別紙 3 2

中国縦貫自動車道の広島県山県郡北広島町周南市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

中国縦貫自動車道の広島県山県郡北広島町周南市間の新設に関する整備計画（昭和46年6月1日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「山口県 | 玖珂郡錦町 |」を「山口県 | 岩国市 |」に改める。

別紙 3 3

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の姫路市備前市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「兵庫県 | 姫路市 飾磨郡夢前町 |」を「兵庫県 | 姫路市 |」に改める。

別紙 3 4

山陽自動車道吹田山口線の備前市岡山市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の備前市岡山市間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「岡山県 | 赤磐郡瀬戸町 | 岡山市 |」を「岡山県 | 岡山市 |」に改める。
2. 第4号の表中、「岡山県赤磐郡瀬戸町 | 県道佐伯長船線 |」を「岡山市 | 県道佐伯長船線 |」に改める。

別紙 3 5

山陽自動車道吹田山口線の倉敷市福山市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の倉敷市福山市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「岡山県 | 浅口郡金光町 同郡鴨方町 |」を「岡山県 | 浅口市 |」に、「岡山県 | 同郡里庄町 |」を「岡山県 | 浅口郡里庄町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「岡山県浅口郡鴨方町 | 県道矢掛寄島線 |」を「浅口市 | 県道矢掛寄島線 |」に改める。

別紙 3 6

山陽自動車道吹田山口線の岩国市山口県玖珂郡玖珂町間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の岩国市山口県玖珂郡玖珂町間の新設に関する整備計画（昭和53年11月21日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「山口県 | 岩国市 玖珂郡玖珂町 |」を「山口県 | 岩国市 |」に改める。

別紙 3 7

山陽自動車道吹田山口線の山口県玖珂郡玖珂町周南市間の新設に関する整備計画の一部変更案

山陽自動車道吹田山口線の山口県玖珂郡玖珂町周南市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「山口県 | 玖珂郡玖珂町 | 同郡周東町 |」を「山口県 | 岩国市 |」に改める。
2. 第4号の表中、「山口県玖珂郡玖珂町 | 県道柳井玖珂線 |」を「岩国市 | 県道柳井玖珂線 |」に改める。

別紙 3 8

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町 美作市間の新設に関する整備計画の一部変更案

中国横断自動車道姫路鳥取線の兵庫県佐用郡佐用町美作市間の新設に関する整備計画（平成3年12月3日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「 | 岡山県 | 美作市 | 」を「 | 岡山県 | 美作市 英田郡西粟倉村 | 」に改める。

2. 第4号イの表中、「美作市及び岡山県英田郡西粟倉村 | 一般国道373号及び一般国道429号 | 」を

| | | | |
|---|------------|----------|---|
| 「 | 美作市 | 一般国道429号 | 」 |
| 「 | 岡山県英田郡西粟倉村 | 一般国道373号 | 」 |

に改める。

別紙 3 9

四国縦貫自動車道の美馬市美馬町四国中央市金生町 間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国縦貫自動車道の美馬市美馬町四国中央市金生町間の新設に関する整備計画（平成元年 1 月 3 1 日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第 1 号の表中、「徳島県 | 三好郡三野町 同郡三好町 同郡井川町 同郡池田町 |」を「徳島県 | 三好市 三好郡東みよし町 |」に改める。
2. 第 4 号イの表中、「徳島県三好郡井川町 | 一般国道 3 2 号 |」を「三好市 | 一般国道 3 2 号 |」に改める。

別紙 4 0

四国横断自動車道阿南中村線の高松市善通寺市間の 新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高松市善通寺市間の新設に関する整備計画（昭和57年1月20日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「香川県 | 綾歌郡綾南町 |」を「香川県 | 綾歌郡綾川町 |」に改める。

別紙 4 1

四国横断自動車道阿南中村線の高知県長岡郡大豊町
南国市間の新設に関する整備計画の一部変更案

四国横断自動車道阿南中村線の高松市善通寺市間の新設に
関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次
のように変更する。

第1号の表中、「高知県 | 香美郡土佐山田町 |」を「高
知県 | 香美市 |」に改める。

別紙 4 2

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市間の の新設に関する整備計画の一部変更案

九州縦貫自動車道鹿児島線宮崎線の福岡市熊本市間の新設に関する整備計画（昭和41年7月25日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「福岡県 | 山門郡瀬高町 | 同郡山川町 | 三池郡高田町 |」を「福岡県 | みやま市 |」に、「熊本県 | 同郡菊水町 |」を「熊本県 | 同郡和水町 |」に改める。
2. 第4号イの表中、「熊本県玉名郡菊水町 | 県道玉名山鹿線 |」を「熊本県玉名郡和水町 | 県道玉名山鹿線 |」に改め、ロの表中、「福岡県山門郡瀬高町 | 県道本吉小川線 |」を「みやま市 | 県道本吉小川線 |」に改める。

別紙 4 3

九州横断自動車道長崎大分線の嬉野市武雄市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の嬉野市武雄市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「佐賀県 | 杵島郡北方町 武雄市 |」を「佐賀県 | 武雄市 |」に改める。

別紙 4 4

九州横断自動車道長崎大分線の武雄市鳥栖市間の新 設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の武雄市鳥栖市間の新設に関する整備計画（昭和47年6月20日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「佐賀県 | 武雄市 杵島郡北方町 |」を「佐賀県 | 武雄市 |」に、「佐賀県 | 神埼郡神埼町 同郡東脊振村 |」を「佐賀県 | 神埼市 神埼郡吉野ヶ里町 |」に改める。
2. 第4号の表中、「武雄市及び佐賀県杵島郡北方町 | 一般国道34号及び県道武雄多久線 |」を「武雄市 | 一般国道34号及び県道武雄多久線 |」に、「佐賀県神埼郡東脊振村 | 一般国道385号 |」を「佐賀県神埼郡吉野ヶ里町 | 一般国道385号 |」に改める。

別紙 4 5

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の新設に関する整備計画の一部変更案

九州横断自動車道長崎大分線の鳥栖市日田市間の新設に関する整備計画（昭和48年10月19日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第1号の表中、「福岡県 | 甘木市 朝倉郡朝倉町 同郡 杷木町 |」を「福岡県 | 朝倉市 |」に改める。
2. 第3号の表中、「鳥栖市から福岡県朝倉郡杷木町まで | 100キロメートル/時 |」を「鳥栖市から朝倉市まで | 100キロメートル/時 |」に、「福岡県朝倉郡杷木町から日田市まで | 80キロメートル/時 |」を「朝倉市から日田市まで | 80キロメートル/時 |」に改める。
3. 第4号イの表中、「甘木市 | 県道馬田頓田線 |」を「朝倉市 | 県道馬田頓田線 |」に、「福岡県朝倉郡朝倉町 | 県道甘木朝倉田主丸線 |」を「朝倉市 | 県道甘木朝倉田

主丸線 | 」に、「福岡県朝倉郡杷木町 | 一般国道 3 8 6
号 | 」を「朝倉市 | 一般国道 3 8 6 号 | 」に改める。

別紙 4 6

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の北九州市福岡県京都郡豊津町間の新設に関する整備計画（平成 8 年 1 2 月 2 7 日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第 1 号の表中、「福岡県 | 同郡豊津町 |」を「福岡県 | 同郡みやこ町 |」に改める。
2. 第 2 号の文中、「同郡豊津町」を「同郡みやこ町」に改める。
3. 第 4 号の表中、「行橋市及び福岡県京都郡豊津町 | 一般国道 1 0 号及び一般国道 2 0 1 号 |」を「行橋市及び福岡県京都郡みやこ町 | 一般国道 1 0 号及び一般国道 2 0 1 号 |」に改める。

別紙 4 7

東九州自動車道の佐伯市宮崎県東臼杵郡北川町間の 新設に関する整備計画の一部変更案

東九州自動車道の佐伯市宮崎県東臼杵郡北川町間の新設に関する整備計画（平成 1 1 年 1 2 月 2 4 日決定）の一部を次のように変更する。

1. 第 1 号の表中、「宮崎県 | 延岡市 東臼杵郡北川町 |」を「宮崎県 | 延岡市 |」に改める。
2. 第 4 号の表中、「宮崎県東臼杵郡北川町 | 一般国道 1 0 号 |」を「延岡市 | 一般国道 1 0 号 |」に改める。

別紙 4 8

第一東海自動車道の豊川市岡崎市間の改築に関する 整備計画の一部変更案

第一東海自動車道の豊川市岡崎市間の改築に関する整備計画（昭和51年7月20日決定）の一部を次のように変更する。

第1号の表中、「愛知県宝飯郡音羽町 | 県道長沢蒲郡線 |」を「豊川市 | 県道長沢蒲郡線 |」に改める。